茨城県総合計画審議会 住みよいいばらきづくり専門部会 第2回

平成22年5月20日 茨城森林管理署2階会議室

午後1時58分開会

○事務局 皆様こんにちは。どうもお忙しい中、また、足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻前ではございますが、ただいまから第2回の総合計画審議会住みよいいばらきづく り専門部会を開催いたしたいと思います。

まず、議事に入ります前に配付資料の確認をお願いしたいと思います。

お手元に、上から、次第と席次表、委員名簿がございます。また次第の下の方に、四角 く枠で囲んだところに資料一覧という形で載せてございます。

続いて資料1といたしまして,新県計画策定に係るスケジュールの1枚の紙がございます。

資料 2-1 としまして、新しい総合計画の全体構成(案)についてのつづりになったものがございます。

さらに、資料 2-2 としまして、基本構想の概要について、資料 2-3 といたしまして、総合部会の審議経過についての 1 枚の紙がそれぞれついてございます。

続いて、資料 3-1 といたしまして、基本戦略及びいばらきモデル推進プロジェクト(案) についてという 1 枚の資料、それから資料 3-2 といたしまして、基本戦略を構成する基本施策(案)というつづりになったものがついているかと思います。

さらに参考資料といたしまして、三つの資料をつけてございます。

以上,本日の資料になりますけれども,お手元の中で足りないものがございましたら, お申し出ていただきたいと思います。

大丈夫でしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、川上部会長さんにお願いしたいと存じます。よ ろしくお願いいたします。

○部会長

それでは早速ですけれども、審議に入りたいと思います。

第1回目から大分時間がたちました。その間、4月に、総合部会が開催されており、その審議内容を一通り事務局からご説明いただいた上で、特に本日は三つ議題がございますが、議事の3の基本戦略及びいばらきモデル推進プロジェクトを中心にご議論いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事1として、検討スケジュールについて、事務局の方からご説明を お願いいたします。

○企画課長

企画課長の仙波でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の1検討スケジュールにつきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料1の新県計画策定に係るスケジュールをご覧いただきたいと思います。

当部会のスケジュールを中心にご説明いたしますと、本日、第2回目の専門部会では、 新計画の基本構想を見定める基本理念や将来像とともに、基本戦略や基本施策などにつき ましてご審議をいただきたいと考えております。

本日の審議経過につきましては、次回の総合部会にご報告をさせていただき、総合部会において、各専門部会からのご意見を踏まえた基本構想、基本戦略などに関するご議論をいただきたいと考えております。

次回の当部会は7月ごろの開催になるかと思いますが、本日のご議論の内容を踏まえまして、基本施策や数値目標などについて事務局で整理を行い、基本施策の素案についてご 検討いただき、その結果については、部会長よりその後の総合部会にご報告をいただきたいと考えております。

さらに8月ごろの第2回総合計画審議会で中間取りまとめを行っていただいたあと、本年秋ごろに第4回の部会を開催しまして、基本施策などの取りまとめを行っていただき、その後の総合部会、総合計画審議会でのご審議をお願いしまして、年内に答申をいただきたいと考えているところでございます。

現時点では以上のような流れで計画の策定を進めさせていただきたいと考えているところでございますが、審議の状況によりましては変更もございますので、ご了承いただきたいと思います。

説明については以上です。

○部会長

それでは、ただいまのスケジュールにつきましてご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか、今日は第2回目で、あと2回ほど部会の方はあるということでございます。 それでは、次に進めさせていただきます。

続きまして、議事2の新しい県総合計画の全体構成、基本構想の概要についてに移ります。

それで、この部分につきましては、総合部会の審議事項となっておりますので、専門部会の方では、内容の確認、それからご意見があればお伺いをするということで、それを総合部会の方に報告する形になるかと思います。いろいろ出されたご意見、その後の審議につきましては、総合部会にご一任をいただきたいと思います。

それでは, 事務局の方からご説明をお願いいたします。

○企画課長

それでは、議事2の新しい県総合計画の全体構成、基本構想の概要につきまして、ご説明させていただきます。

本日は、4月26日開催の第2回総合部会において説明をしました事務局の案と、これまでの第1回、第2回総合部会の審議経過についての資料を提示してございますので、そ

れらに基づきましてご説明をしたいと思います。

それでは、お手元の資料の2-1の1ページをご覧いただきたいと思います。

新しい県総合計画の基本的な構成につきましては、いばらきづくりの基本方向等を定めた基本構想と、これらを踏まえた目標実現に向けた取り組み、計画の推進の3部からなるものとしているところでございます。また、今回の計画は、県民と行政とが協働でいばらきづくりを進めていくための指針としまして、誰が見てもわかりやすく、できるだけコンパクトなものにしたいと考えてございます。

まず,第1部の基本構想でございますが,概ね四半世紀後を展望しながら,茨城が目指す基本方向としまして,県民と共有できる基本理念や「住みよいいばらき」「人が輝くいばらき」「活力あるいばらき」の三つの目標と目指すべき将来像等を示したいと考えております。

次に、第2部の目標実現に向けた取り組みでは、第1部の基本構想を踏まえまして、今後5年間に推進する基本的な政策やその取り組みの方法を、基本戦略及び基本施策として示すとともに、政策分野を横断し、先進性の高い取り組みをいばらきモデル推進プロジェクトとして位置づけてまいりたいと考えております。また、地域づくりにつきましては、各地域における特性に対応し地域づくりの基本方向として示してまいりたいと考えております。

第3部の計画の推進では、計画の着実な推進を図る手だてを示してまいりたいと考えて おります。

続きまして、2ページでございます。

こちらにつきましては、全体の構成をイメージしていただくため、ただいまご説明しました新県計画の構成(案)を左側に章立てで記載し、右側の現行計画との比較ができるように作成したものでございます。また、項目名等につきましては、現時点の名称で記載をしておりますが、今後それぞれの中身の議論が進む中で、項目の順番や、新たに加えた方がよい項目などのご意見が出てくると思いますので、必要に応じて修正をしてまいりたいと考えております。

なお,この全体構成の具体的内容につきましては,3ページ以降でご説明をさせていただきますので,そちらをご覧いただきたいと思います。

主なポイントについてご説明させていただきますと、まず計画の冒頭に「はじめに」ということで、計画の趣旨や構成、目標年度といった計画の基本事項を記載してまいります。

次に,第1部の基本構想でございますが,第1章に「時代の潮流といばらきの特性等」 ということで,新しい計画の前提となります時代の潮流や茨城の特性,県民の期待につい て記載をしてまいりたいと考えております。

その下の第2章「いばらきづくりの基本方向」では、基本理念や三つの目標と目指すべき将来像、人口・経済の見通しをわかりやすく示してまいりたいと考えております。

なお,基本理念や三つの目標と目指すべき将来像につきましては,この後,ご説明をさせていただきたいと思います。

続きまして、4ページでございますが、第2部の目標実現に向けた取り組みでございま

す。

こちらにつきましては、第1部の基本構想を踏まえ、5年間に推進する基本的な政策や その取り組みの方向として、第1章に基本戦略、基本施策及びいばらきモデル推進プロジェクト、第2章に、地域づくりの基本方向を示しております。

まず,第1章のIの基本戦略の構成としましては,三つの目標に対応する基本戦略を政策分野別に示し,それぞれの戦略について,基本戦略の目的及び考え方,その目的を達成するための取り組み,基本施策を戦略の基本方向として示してまいりたいと考えております。

次に、Ⅱの基本施策でございますが、基本戦略の下に設けた基本施策ごとに、現状と課題、施策の基本方向、数値目標及び各主体の役割分担を示してまいります。

また、これまでの審議において、委員の皆様からの「新しい県計画については、さまざまな分野におけるいばらきモデルの打ち出しが必要である」といったご意見を踏まえ、基本戦略、基本施策とは別に、政策分野横断的な先進性の高い取り組みとしてⅢのいばらきモデル推進プロジェクトといった形で整理をして示してまいりたいと考えております。

なお、基本戦略及びいばらきモデル推進プロジェクトにつきましては、議事の3において事務局の案をご説明させていただきたいと考えております。

次に, 第2章の地域づくりでございますが, 基本構想を踏まえながら, 各地域の特性等に対応した地域づくりの基本方向を示してまいりたいと考えております。

最後に,第3部の計画の推進についてでありますが,今回の総合計画を着実に推進する ための考え方や進行管理などについて示してまいりたいと考えております。

また、ただいまご説明をしました構成につきましては、5ページに、新県計画の基本構成(案)としてイメージ図を添付しておりますので、あわせてご参照をいただきたいと思います。

続きまして,基本構想(案)の概要についてご説明させていただきます。

資料は2-2でございます。基本構想では、概ね四半世紀を展望した上で、時代の潮流や県の特性などを踏まえた、これからのいばらきづくりに当たっての基本理念とその目指す姿や三つの目標とその将来像、さらに人口と経済の見通しを示していくこととしてございます。

第1章の時代の潮流といばらきの特性等では、少子高齢化やグローバル化などの本県を 取り巻く時代の潮流と、すぐれた地域資源などのいばらきの特性、さらに各種懇談会でア ンケート調査により聴取した県民の期待を示してまいります。

そして第2章のいばらきづくりの基本方向では、これらの時代の潮流や県民からのご意見、さらにこれまでの各部会の審議におけるご意見を踏まえて、試案としまして「協創と貢献」という基本理念を提示させていただいております。この「協創」につきましては、心豊かで質の高い生活と社会を協力してともに創っていこうということでございます。「貢献」とは、さまざまな分野で本県が日本を支える枢要な県となり、日本と世界に貢献するというような意味合いと、県民や事業者などのさまざまな主体の社会の中での役割のもと、未来のいばらきづくりに貢献するというような二重の意味合いがあるものというふうに考

えております。

こうした考え方をうまく反映していきたいと考えておりますが、なかなかうまく表現されていない面もございまして、前回の総合部会でもいろいろとご意見をいただいておりますので、今後さらに整理をし、総合部会で十分ご審議をいただいてまいりたいと考えております。また、この基本理念の目指す姿として「誰もが人のやさしさを感じながら安心して住み続けることができる県」「一人一人が社会の中で役割を持ち、尊び合い、高め合える県」「これからの時代を切り開く独自のモデルを創造し、日本と世界に貢献する県」の三つを提示させていただいております。

さらに、このような基本理念の考え方にあわせて、この資料の一番上に記載してございますが、新県計画のキャッチフレーズを「生き活きいばらき 協創プラン」と提示させていただいたところであります。

次に, 三つの目標と目指すべき将来像についてでございます。

誰もが安心して健やかに暮らすことのできる「住みよいいばらき」につきましては、将来像といたしまして、「誰もが安心して保健、医療、介護、福祉サービスが受けられる県」「県民の暮らしの安全が確保された県」「豊かな自然を守り、環境負荷を減らし、環境と調和した生活が送れる県」「暮らしの中に美しさや潤いがあり、誰にもやさしく快適に暮らせる県」の四つを描き、整理してございます。

また、世界に貢献する元気な産業や生活を豊かにする産業が集積し、交流が盛んな「活力あるいばらき」につきましては、将来像としまして、「日本における科学技術研究の枢要な拠点として世界の発展に貢献できる県」「国際競争力あるものづくり産業や生活に結びつく産業が盛んで、豊かな暮らしを実現している県」「一大食料供給基地として、日本の食を支えている県」「世界に開かれ、人・もの・情報の交流が盛んに行われ、地域が活性化している県」の四つを選び、整理したところでございます。

特に、今回は、活力ある産業が生活を豊かにしていくというイメージや、日本や世界に 貢献していくというイメージを描き込んでございます。

さらに、だれもが主体的に生き生きと活動し、社会に貢献できる「人が輝くいばらき」につきましては、三つの目標の中で、基盤的な目標として位置づけまして、こちらについてはほかの二つの目標を支えるイメージから、その下に幅広に描かせてもらってございます。将来像につきましては、「地域全体が一体となって次の世代をはぐくむとともに、誰もが目的意識をもって個性や能力を伸ばす県」「誰もが郷土の歴史や文化を大切にしながら健康で明るく豊かな生活を送る県」「誰もが個性や能力を活用して社会で活躍し、地域づくりの主役となっている県」の三つを描きまして、整理したところでございます。

次に、総合部会及び専門部会の審議経過につきましてご説明させていただきます。 資料は2-3でございます。

まず総合部会の審議状況でございますが、第1回総合部会を2月18日に開催し、新県計画の基本的な考え方と目指すべき方向性、計画の構成などを中心にご審議をいただき、第2回の総合部会では、先ほどご説明をしました基本理念や将来像などの基本構想を中心にご審議をいただきました。審議の経過につきましては、主な意見としてまとめてござい

ますので若干ご紹介をさせていただきます。

まず、1の基本的な考え方についてでございますが、雇用の創出や経済的自立が果たせることが必要とのご意見や、産業や観光を含め、アジアとの関係をどのように考えるかが 重要といったご意見をいただいてございます。

また,2の計画の構成につきましては,県民にわかりやすくすっきりさせることが重要 とのご意見もいただいてございます。

さらに、3の基本理念についてでございますが、第1回におきまして、生活の重視、量から質への転換を基本理念に据えるべきとのご意見や、夢や希望があるような基本構想を示すことが重要といったご意見をいただいてございます。

また,先ほどご説明しました「協創と貢献」という基本理念につきましては,賛否さまざまなご意見をいただいておりますことから,各専門部会でのご意見を踏まえ,引き続き総合部会で検討していくこととしてございます。

次に、4の三つの目標と将来像につきましては、第1回におきまして、目指すべき将来像や高い目標の提示が必要とのご意見や、茨城をどうしたいのかというようなインパクトのあるイメージを将来像に示していくことが必要というようなご意見をいただいてございます。

また先ほどご説明しました三つの目標と将来像につきましても、質そのものを目指す社 会のあり様を反映した表現となるように検討していくこととしてございます。

続いて、5の基本戦略及びいばらきモデル推進プロジェクトにつきましては、後ほど議事3で詳細にご説明いたしますが、第1回におきまして、いばらきモデルやいばらき生活スタイルといったような形で、茨城だからこそできるものを打ち出すべきといったようなご意見もいただいております。

さらに第2回におきましては、基本戦略については、一つ一つの戦略が独立するのではなく、横断的な取り組みが必要といったようなご意見をいただいており、またいばらきモデル推進プロジェクトにつきましては、各専門部会において、新しい項目を含め重要なものに漏れのないよう部会の審議範囲を超えて検討するというようなこととしてございます。なお、総合部会及び専門部会のより詳細な議事概要につきましては、参考資料の1として取りまとめてございますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

新県計画の全体構成及び基本構想の概要の説明につきましては以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。それでは、ただいまご説明がございました全体構成、それから 基本構想の概要について、何かご質問とかご意見があればお出しいただきたいと思います。 いかがでしょうか。

() A 委員

質問ではなくて確認でさせていただきたいのでが、いばらきの特性のところで、グローバル化に応じたという言葉がありましたが、いばらきの特性におけるグローバル化ということをどのようにとらえているのかをご説明いただきたいのが1点。また、何度も出てくる「誰もが」という「誰も」は、どのような人たちのことをいっているのかの2点を確認

させていただきたいと思います。

○部会長

それではグローバル化のとらえ方と、「誰もが」の意味について、事務局の方お答えい ただけますか。

○事務局

まずグローバル化の件でございますが、最近、東アジアを中心にしまして、人や物、情報などの交流がかなり広く進んでいるといったことがございます。特に中国等を中心とするそういった動きもございますので、最近の情勢を踏まえたグローバル化と考えてございます。

それから、「誰もが」についてでございますが、これは、子供から高齢者まで、全体を含めた形を考えております。障害者やこれから生れくる子供たちも想定をしながら、「誰もが」ということで考えておりまして、誰もが住みよいいばらきを目指していくといったことで考えてございます。

○部会長

ご意見ございましたらお出しください。

○A委員

グローバル化について、ご説明ありがとうございました。

アジアを中心に、中国等との動きを踏まえてのグローバル化ということですけれども、人や物の動きということで、人ということが入っていることを確認させていただきたかったことと、もう一つは「誰もが」ということですけれども、グローバル化との関連で言いますと、多文化共生ですが、外国籍の市民の方たちを「誰もが」というところに、ぜひ意識されて入れていただきたいということで確認をさせていただきました。

特に、中国との関係で言うならば、法律もやや改正される方向にあると思いますが、中国人の研修生の待遇などの問題もあります。それから子供ということでは、外国人児童の日本語の問題が、茨城でも深刻な状況にあると思いますので、そういう総合的な人間を考える上での外国人というものもぜひ構想の中に意識して加えていただくことを希望します。ありがとうございました。

○部会長

ありがとうございます。今の外国人の問題がどういうふうに入っているのか、入れられていないのか、確認してまいりたいと思います。そのほか、いかがでしょうか。

〇B委員

「協創と貢献」について、最近、政府がよく言う「新しい公共」ですが、この新しい公共という考え方と、この協創と貢献というのは相通ずるものと考えてよろしいのでしょうか。

○部会長

事務局の方いかがでしょうか。

○事務局

新しい公共については、今、国の方でも、この内容がかなり検討されているところでご

ざいますが、私どもとしましては、新しい公共も含めて県民が一緒になっていばらきづくりをやっていくということで、新しい公共を施策の中に位置づけながら進めてまいりたいと考えております。

○部会長

そこをぜひ進めてほしいということで、よろしいでしょうか。

〇B委員

それについては、ぜひ国の方の議論を十分参酌しながら、この計画の中に反映をしてい ただければありがたいと思います。

○部会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

○C委員

言葉の使い方で質問します。基本構想、基本戦略、そして基本施策の順になっていますが、普通「戦略」という言葉がくると、「戦術」という言葉が対になってくるわけで、言葉の好き嫌いがあるかとは思うのですが、あえてこの基本構想の下に基本戦略という言葉を選択なさった理由についてお教えいただきたいと思います。

○部会長

基本戦略ですね。事務局の方でお願いします。

○企画課長

先ほどのイメージ図で、A4の横の現行計画と新計画案のイメージ図を入れてございますが、現行計画は、まずベースに基本計画をまず立て、その上に三つの目標という形としております。そして基本計画の中に、重点戦略や地域計画を位置づけていたため、内容的にはダブりがあったというような形でございます。

今回は、まず、基本理念や目標をはっきりさせて、それに向かって戦略をもって方針を立て、進めていった方がわかりやすいということで、あえて基本戦略という形を使わせていただきました。従来の基本計画と同じだと思いますが、戦略を立てて、その下に基本施策という形でぶら下げていきたいと考え提示をしたものでございます。

○部会長

よろしいですか。

○C委員

どういう考え方か了解いたしました。

○部会長

いかがでしょうか。なければ、次のところが、本日の審議の中心になりますので、先に 進ませていただきます。なお、ただいまいただきましたご意見につきましては、第3回の 総合部会に報告をさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、議事の3、基本戦略及びいばらきモデル推進プロジェクトの方に移ります。 事務局の方からご説明をお願いいたします。

○企画課長

続きまして、基本戦略(案)及びいばらきモデル推進プロジェクト(案)につきまして、

ご説明させていただきます。

資料3-1でございます。この資料につきましては、4月26日に行われた総合部会において整理した資料でございますが、今後三つの専門部会を中心としまして、さらに検討を進め、内容的にしっかりしたものにしてまいりたいと考えております。

まず、上の基本戦略(案)についてでございますが、県の取り組みの方向性を網羅的に 進めていきたいと考えており、先ほど議事の2でご説明しました三つの目標ごとの将来像 に対応する形で政策分野別に戦略を示してございます。なお、当然ながら、個別の戦略に つきましては、内容によりまして、関係する部局が連携して横断的に取り組んでいく内容 となってございます。

「住みよいいばらき」に関連する基本戦略としましては、左側から「充実した医療と保健福祉による生活安心戦略」「県民の安全で平穏な暮らしを守る戦略」「豊かな自然を守り、みんなで取り組む地球にやさしい環境戦略」「人にやさしい快適なまちづくり戦略」の四つを提示してございます。この四つが当部会で専門的に審議すべき戦略となりますので、具体的なイメージを持っていただけますよう、本日は、新たにその基本施策も入れてまとめた資料で若干詳しくご説明したいと思います。

資料3-2でございます。1ページ目に、「充実した医療と保健福祉による生活安心戦略」を構成する基本施策とその展開方法を示してございます。この戦略では、基本施策として5項目を提示してございます。

上から見ますと、基本施策の1点目としまして、「安心して医療を受けられる体制の整備」を挙げてございまして、具体的には、医師確保、医療資源の有効活用、周産期医療、小児緊急医療体制の整備、総合的ながん対策、救急医療体制強化、へき地医療対策、ITでの遠隔医療など、7項目の方向性を提示してございます。なおこの部分は、基本施策の方向性という形で示したものでございますので、以下も同様でございますが、主な施策につきましては、次回以降もう少し具体的な内容にしてまいりたいと考えてございます。

2点目の「少子化対策の推進」では、結婚支援の推進、ワークライフバランスの推進、 若者の意識啓発、保育所の整備や子供の居場所づくり、子育て等の経済的支援など、6項目の方向性を提示してございます。

3点目の「高齢者・障害者が安心して暮らせる社会づくり」では、地域包括ケア体制の推進、介護予防対策、介護サービス基盤整備、認知症対策、高齢者権利擁護、ノーマライゼーションの啓発、障害者保健福祉、就労支援など、8項目の方向性を提示してございます。

4点目の「保健福祉サービスの充実」では、感染症対策、地域ケアシステムの充実、セーフティーネットの充実など、4項目の方向性を提示してございます。

5点目の「生涯にわたる健康づくり」では、県民運動としての健康づくりの推進、食育、 生活習慣病予防、心の健康づくりなど、4項目の方向性を提示してございます。

次に2ページ目の「県民の安全で平穏な暮らしを守る戦略」についてでございます。 この戦略では、基本施策として6項目を提示してございます。

まず1点目として、「犯罪に強い地域づくり」を挙げており、具体的には、警察基盤の

強化,犯罪対策,少年の健全育成,住民との協働による安全安心な地域づくり,犯罪被害者支援など,5項目の方向性を提示してございます。

2点目の「消費生活と食の安全確保」では、消費者教育や悪徳商法の取り締まり、消費生活センターの相談体制の充実、食品の試験検査の強化、生産流通・消費各段階での安全対策、リスクコミュニケーションの推進、ITを活用した安全情報の提供など、7項目の方向性を提示してございます。

3点目の「交通安全対策の推進」では、交通取締り強化や交通危険箇所の改修、信号機 や標識の設置など3項目の方向性を提示してございます。

4点目の「防災体制・危機管理の強化」では、災害に強いまちづくり、通信手段の確保 や情報提供、救護体制の充実、高圧ガス災害の未然防止、消防団の活性化、国民保護実施 体制の整備など6項目の方向性を提示してございます。

5点目の「原子力安全体制の確立」では、安全確保や防災体制の充実、環境放射線の監視、原子力知識の普及など4項目の方向性を提示してございます。

6点目の「県土の保全と社会基盤の維持・更新」では、土砂災害防止や山地災害防止, 高潮対策、洪水対策、インフラの維持更新など5項目の方向性を整理してございます。

次に3ページでございます。「豊かな自然を守り、みんなで取り組む地球にやさしい環 境戦略」についてでございます。

この戦略は基本施策について4項目を整理しております。

1点目としまして、「低炭素型社会づくりの推進」を挙げており、エネルギーに関する 取り組み、各部門における地球温暖化対策、環境学習、集約型土地利用への移行、森林の 吸収源の対策、温室効果ガスの適正な処理など6項目の方向性を提示してございます。

2点目の「資源循環型社会づくり」では、廃棄物の発生抑制や利用、適正処理、不法投棄対策、バイオマスの利用促進など3項目の方向性を整理してございます。

3点目の「霞ヶ浦など湖沼環境の保全」では、各種の汚濁負荷削減対策や水質浄化対策、 山林・平地林の育成、各主体による水質保全活動など7項目の方向性を提示してございま す。

また4点目の「身近な環境と自然環境の保全」では、大気、水、生物多様性、地下水の保全や有害化学物質の適正管理、筑波山など自然環境や景観の保全、緑化の推進、自然に配慮した河川、海岸整備、環境アセス、自然環境を活用した教育など、10項目の方向性を提示してございます。

次に、4ページ目の「人にやさしい快適なまちづくり戦略」についてでございます。

この戦略では基本施策について4項目を整理してございます。

1点目として、「優しさが感じられるまちづくり」を挙げてございまして、集約型土地 利用の推進、ユニバーサルデザイン、高齢者生活支援システムの構築、景観形成など、4 項目の方向性を提示してございます。

2点目の「コミュニティーの活性化とグローバル化への対応」では、NPOなどへの参加促進、多文化共生地域づくり、ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、地域コミュニティーの再生と活性化、新たな公の環境整備など5項目の方向性を提示してございま

す。

3点目の「生活交通環境の充実」では、鉄道、バス路線の維持確保、バリアフリー化、 ニーズに応じた生活交通サービスの導入、道路交通環境整備、公共交通機関への利用転換 など5項目の方向性を提示してございます。

4点目の「生活衛生環境の充実」では、水の安定確保、上下水道の整備、農業集落排水施設や合併浄化槽設置推進、動物愛護と衛生指導、生活衛生関係施設の指導など、7項目の方向性を示してございます。

以上が「住みよいいばらきづくり」の四つの戦略となりますが、その他の専門部会の戦略につきましても、住みよいいばらき部会と関連するものが多くございますので、まだ、部会開催に向けて検討中の内容もございますが、同じ資料の5ページ以下に提示してございます。

なお、先ほどの資料3-1で基本戦略を見てまいりますと「人が輝くいばらき」の基本 戦略としましては、左側から、県民誰もがそれぞれの個性や能力に応じた役割を主体的に 担っていくことができる教育を推進する戦略、道徳教育や食育などを通じて豊かな心や郷 土を大切にする心をはぐくむとともに、生涯にわたって活躍できる健康づくりに関する戦 略、さらに、誰もが自分の持つ力を発揮して社会の中で活躍し自己実現を図ることができ る場づくりに関する戦略の三つを提示してございます。

それから、「活力あるいばらき」の基本戦略につきましては、最先端の科学技術の拠点の形成など、科学技術の振興により社会発展に貢献する戦略、国際競争力ある産業と生活を豊かにする産業づくり戦略、日本の食を支える食料供給基地づくり戦略、さらに広域交通ネットワークを最大限に活用し、世界にもつながる観光の振興や交流人口の拡大などに関する戦略の四つを提示してございます。

以上が, 基本戦略についてでございます。

続きまして, その下の「いばらきモデル推進プロジェクト(案)」についてでございます。

このプロジェクトは、総合部会における委員の皆様からのご意見を踏まえまして、計画期間の5年間において、本県のすぐれた特性や地域資源を生かしながら、県全体で総力を挙げて取り組む政策分野を横断し、かつ日本をリードする先進性の高いプロジェクトを「いばらきモデル」として位置づけ推進していこうというものでございます。

現在、どのようなプロジェクトが考えられるのか、県庁内で検討を行っているところでございまして、内容はまだ未定でございますが、例示として、いばらきイメージアップやブランド価値創造に関するプロジェクト、いばらき型ライフスタイルに関するプロジェクト、地域コミュニティーの再生や新たな公に関するプロジェクトなど、六つのプロジェクトをお示してございます。この例に限らず、本日は本県の特性を活かした先進性の高い重要な取り組みつきましても、皆様のご意見をお伺いできればと考えてございます。

以上がいばらきモデル推進プロジェクトについてのご説明でございます。

いずれにしましても,基本戦略,いばらきモデル推進プロジェクトにつきましては,前 回の総合部会でもいろいろご意見をいただいております。今後,各専門部会でのご意見, 審議結果を十分踏まえまして、次回の総合部会で、全体的な調整を含めましてご審議をいただくこととしておりますので、本日、専門部会で十分ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。

今資料3-1と3-2ご説明いただきました。これからこの資料3-1と3-2をもとに議論をお願いしたいと思います。

それでは、基本戦略とそれを構成する基本施策について早速ご意見を伺いたいと思います。

その後、いばらきモデル推進プロジェクトに話を進めたいと思います。基本戦略について、住みよいいばらきでは4本立てとなっておりますけれども、こちらの方は、県の施策として、どうしても網羅的になってしまう部分でございます。ここは、それほど強弱をつけにくい部分ですが、何か意見とか施策の提案など、お出しいただきたいと思います。

〇D委員

質問させていただいてよろしいでしょうか。

平成18年から22年の現行計画の基本方向の70ページから72ページを見させていただいておりました。この部分が今回ご説明いただいたことと対応しているのではないかなと思うのですが、前回は5項目になっておりますが、よく見ますと今回は前回の4番目と5番目の項目が合体した感じでつくられております。なぜ5本だった柱が4本になったのか、また、個々の項目に関して残っている項目と残っていない項目があると思われますが、どういう理由で項目が選ばれたのか、その辺の経緯をご説明いただいた方が、議論がしやすいと思いますので、お願いいたします。

○部会長

ご質問が二つあったかと思います。一つは、前回は5本立てになっていたのが4本立てに、一部統合された部分があるということ、それから前回あった項目、今回の案の項目、抜けている部分もあるということですので、どんな形で今回のものを上げているのか、その辺の経過について、ご説明いただきたいと思います。

○事務局

まず、柱立てが、以前5本だったものが今回4本ということでございますけれども、一つは、計画のコンパクト化を図るということでございます。あと先ほど説明があった戦略という形で、目標に向かって取り組んでいくということを、より計画的にわかりやすくするという意味がございます。この柱立てをできるだけコンパクトにするという意味合いで4本にさせていただいたというところでございます。

中身につきましては、ほぼ前回の計画のものが、戦略という形になっておりますけれども、そちらの方にほぼ全部含まれている形になってございます。その理由といたしましては、第1回の専門部会において、これまでの施策の現況と課題を整理して報告をさせていただいたところですが、まだ、医療の問題や少子化の問題など課題が多く残っているという結論を踏まえまして、その施策を引き続きやっていくことになってございます。ただ、

その中身につきましては、これから新しいものを取り入れていくとか、あるいは横断的に取り組んでいくとかということで、さらに工夫を加えていく必要があり、中身についても、さらに検討を要するところがあるかと思います。ただ、現行計画の項目につきましては、できるだけ網羅的に、こちらの四つの戦略の中で表現をしていくということで確定したところでございます。

○部会長

ありがとうございます。

4本のうちの「人にやさしい快適なまちづくり戦略」では、私にはこだわっている言葉があり、余り使ってほしくない言葉もあるところですが、この戦略では生活環境や交通だけで、もっとコミュニティを強く打ち出した方がいいのかなと思います。そこがちょっと抜けていると思っているところです。

〇D委員

私も、人との関係のところが、この四つの柱で見えていないという印象を受けました。

○部会長

そうですね。

〇D委員

前回のものの方がわかりやすいかなと思いました。

それと、やはり網羅的な計画というのは結局何をやるのかよくわからないので、5年間やってこられて、不十分なところを今回はかなり力を入れてやるとか、その辺のメリハリをしっかり出した方が計画としては意義があるのではないかなと思いまして、その辺のつくり方を検討していただくようにお願いいたします。

○部会長

5本がいいのか、あるいは4本の方がいいのか、例えば共生みたいなものをきちんと打ち出していくのか、そのあたりちょっとご検討ください。やや人のつながりの部分が欠けているのかなというふうにありますので、よろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。

○副部会長

基本構想の一番最初のところで、わざわざ「協創と貢献」というような言葉をつくられております。やはりその辺を意識した上で基本戦略をつくり込まないと、何のための基本理念なのかが見えなくなってしまう気がいたしますので、戦略や施策を考えるときに、その辺のところを意識して、どのような形で入れ込んでいくのかを考えていく必要があると思います。

○部会長

ありがとうございます。

本当に大切な部分です。一番最初に掲げたものをどれにも反映できるような方向で考えていくことが大事だと思いますので、そこをよろしくお願いいたします。

〇A委員

基本施策のコミュニティの活性化とグローバル化への対応のところで、外国人と日本人

が共に安心して生活できる多文化共生地域づくりとあるのですが、外国人と日本人が「安心して」ということの意味はどういうことを指しているのでしょうか。共に生き生きと暮らせるというのはわかるのですが、特に「安心」を使われている意味についてお尋ねしたいと思います。

○部会長

多分これには展開の方向しか出ていないので、実際に文書が出てきたときに、もっと具体的なものが見えてくるのでしょうけれども、ここでいっている「安心」ですね。これをもう少し具体的にお話しいただいていいですか。

○事務局

この件に関しましては、各部から出てきたものを提示しているところですけれども、外国人にとりましても、たくさんの不安を抱えて日本に来ているというところがあるかと思います。そういう不安を取り除いて、安心して日本の中でも生活していけるようにということを含めて、こちらの方で安心してという表現を使っているというところでございます。

○部会長

そうすると、生活支援みたいな形のものも全部入っているということでしょうか。

○事務局

そうですね,生活支援といったようなものも想定しながら,それも含めて安心してという表現をそちらの中でしていくということです。

○部会長

A委員の方で、もっとこれを入れて欲しいということがあれば、どうぞ。

〇A委員

ありがとうございました。

意味はよくわかりましたが、今は外国人の定住化が進んでいますから、来た当初から定着をするまでの安心ということ以上に、市民として成長していくような方法がこれから必要ではないかなと思います。今の社会はあまり多文化化というものが実感できない構造になっていると思いますので、その点を具体的に、これからのまちづくりの中で、外国人と恒常的に触れ合うような、あるいはお互いに異なることを活かしあえるような積極的な文章を少し盛り込んでいただけたら大変良いと感じました。

○部会長

なかなかある意味難しい部分で、外国人が外国人であること、それをそのまま打ち出していくのがいいのか、あるいは日本社会の中になじんでいくのがいいのか、その辺も難しい問題も絡んでいます。

〇A委員

そうですね、確かにおっしゃるとおりで、例えば、身体障害者など弱者を支援する中に 文化が違う外国人も含めるという考え方もあるのですけれども、弱者という中に、あるい は「誰もが」という中に含めると、言われてみれば外国人も入っているのだから別に排除 はしていないということになってしまいかねないので、これからは、県民、市民の中に、 社会の中で外国人と共に暮らす、共に生きていくという共生がなければ、日本の繁栄や、 生き生きした地域づくりなどは考えられないということを啓蒙することが必要だろうと思います。具体的には、例えば、共に活動していけるような市民の活動センターなどの施設や、意見を発信していけるような場を設けるなど、これから求められていくだろうと思います。

○部会長

交流とか,そういう部分というのは,この部会だけではなくて「人が輝く」部会で,相 当議論が必要な部分だろうと思います。

〇A委員

そうですね。どうしても縦割りになりがちなので、ぜひ横のリンクということを考えながら「輝く」というところに外国人も入っていくようにお願いしたいと思います。

○部会長

そうですね、「人が輝くいばらき」では多文化共生をすごくきちんとうたっていますので、こちらの方はどちらかというと「住みよさ」という観点からも触れていくということとしたいと思います。

そのほか, いかがでしょうか。

○E委員

私は、障害者の事業者団体の代表としてご意見を申し上げたいと思います。障害者自立支援法が、国の制度改革推進会議の中で見直し作業がされております。そういう中で、障害者が安心して暮らせる社会づくりという基本施策はわかるのですけれども、事業と財源が県から市町村に移っている傾向がございまして、市町村格差がかなり出てきていると感じております。その辺の県の役割が、あいまいになっていると強く感じております。特に、茨城県の場合、政令指定都市がございませんので、県から市町村へという一つの流れが決まっており、政令指定都市との比較や競争が働かないことが、施策を行っていくときのネックになっているのではないかなと常々考えております。その中で、障害者当事者の意見を聞き、どの程度基本戦略の中に取り入れられるのかが質問したい点でございます。

○部会長

障害者の意見というか、県民一人一人の意見を反映することが、大変大切だと思っていますけれども、県の役割として、障害者の意見を聞くことをどのようにとらえているのかをご説明いただければと思います。

こちらの方にいらっしゃる保健福祉部関係ですかね。お答えいただければと思います。

○保健福祉部

この基本戦略の中で、障害者の皆さんに関係する施策というものを明示してございますが、今、おっしゃられたように、障害者の方の意見を聞いていくということは大前提で、 大切なことであると思いますので、そちらについて、全般的に留意した上で施策を詰めていきたいと考えております。

○部会長

ありがとうございます。

〇F委員

これは県では答えられない質問ではないだろうかと思います。ほとんどの組織が、三層構造になっています。国の政策は、政府が仕切っており、その下に47都道府県があって、その下にまた市町村があります。我々医師会も頂点に日本医師会が、その下に47の都道府県医師会が、その下に市医師会というものがございます。私も県という中間的立場の人間として縦割りでの対応を考えますと、国と市町村の中間管理的な役割を都道府県はやらなければならず、国がつくる障害者の様々な制度が上位下達でおりてきて、県としては中間管理的にコントロールするというようなお答えしか出てこないのではないかと思います。医療の面で今の質問に答えるといわれると、やはり答えようがないのでございます。

また先ほど来、いろいろな項目の問題が出てきましたが、これにつきましては、単に線だとか面だとかの問題だけではなく、時間の問題があろうかと思います。超短期、短期、中期、長期というような時間軸で構想を練り、5年に1回これが改定されることになりますと、相当大きな変化が出てくる部分と、もっともっと時間をかけてやらなければならないという部分があろうかと思います。その部分も踏まえて、臨機応変に変えるところは変えるというような対応をしていくしかないかと思います。我々の範囲でいうならば、医療従事者とか医師の不足を何とかしなければいけないといっても、これは10年20年のロングラグで考えなければならない問題ですから、今喫緊に足りないところをどうするのかというと、今ある資源を有効に利用するようなシステムを構築することしかないわけです。

○部会長

ありがとうございました。市町村の格差がかなりあるというところは、県でもそこを何とか埋めるよな対策をやっていただければと思います。お願いいたします。

〇企画課長

ただいまのご質問の件ですが、これから各部局とやりとりしながら、部会の施策を書き込んでいきますので、ただいまお話のあった趣旨はよく現課の方にも伝えて、施策の中でどういう対応ができるか、検討していきたいと思いました。また、ここでも各自治体の役割、県民、団体、市町村と、そういう整理もしていく予定でございますので、検討していきたいと考えております。

○部会長

それでは、B委員。

〇B委員

簡単な質問をしますけれども、隣接他県との問題というのが抜けているのではないかと 私は思うのです。危機管理の問題や医療圏の問題等も踏まえますと、やはり隣接他県と、 どう連携をしていくのかという視点が抜けていると、ずっと思っていましたので、そのこ とについてお伺いいたします。

○部会長

総合部会の方では、そういうご意見も出ていまして、特に北関東圏のつながりというの は必要だということは県の方も承知していると思います。

〇企画課長

今のお話は大事な点でございまして、主として、活力あるいばらき部会の広域連携のと ころで広域観光とか、物流を含めて、当然書き込んでいきます。今おっしゃられる医療の 話もやはり大事な点でございますので、その辺を検討してまいります。

〇F委員

ただいま部会長の方から、総合部会での横の連携のディスカッションについて話がありましたが、各市町村との連携、隣接する都道府県並びに遠隔地との連携、外国との連携、 そういうような横の糸を強化するということで、縦糸と横糸で、きちんとした面をつくりましょうということを、先月ディスカッションしております。

それに関連いたしまして、日の当たる部分と日の当たらない部分があります。例えば、 外国人との共生が出てまいりましたが、安全安心という言葉ですと、外国人犯罪が増加し ているという面もありますので、犯罪対策が必要となります。

資料の3-1には、あくまでも縦の項目が記載されておりますが、「住みよいいばらき」と「人が輝くいばらき」など相互の部会との連携、それぞれの戦略との連携というようなことも大変必要だということがディスカッションされました。

○部会長

本来ですと部会長が言わなければいけない事を言っていただきありがとうございます。 特に、今回は「住みよいいばらき」の部分をお話いただいていますけれども、関連すると ころについても議論していただいて構いませんので、どうぞお出しいただきたいと思いま す。

○G 委員

防災体制,危機管理の強化のところで,ここに挙がっている項目は全部大切なことだと思いますが,若干言葉のところで,「災害時における通信手段の確保と迅速な災害情報の提供」ですが,最近この災害情報については,ただ提供するというような一方通行の情報発信だけでなくて,各主体が持っているいろいろな情報をお互いが共有化して,その上で適切な判断を打ち出せる仕組みづくりをしなければいけないと方々でいわれており,県における危機管理体制の中で,関係機関との情報の共有化の部分を是非とも強力に推進していただきたい。また,これに関連してITを活用した情報交流社会づくりの中でも,それに関連する項目がございますので,その項目との連携をとって,危機管理や防災担当の部局とIT戦略が連携できるような体制をとっていただければと考えております。

例えば、災害に関する情報ですが、それは発災時もあれば、事前の備えをするための情報もございます。この事前の備えの情報について、地震に関しては、平成7年の兵庫県南部地震以降、日本全国のほとんどの都道府県が、大きく防災対策を見直しました。それから10年経て、平成18年から20年ぐらいにかけて、多くの県で再度その見直しが行われているのですが、茨城県ではまだ見直しが行われていません。この10年間で、さまざまな知見が得られたので、県が全体として、茨城県地域に対する評価を行い、また市町村や事業主体はもっと個別評価をそこに上乗せして、基本となる情報をお互いが共有化できる仕組みづくりをぜひとも次の5カ年でやっていただけるとよいのではないかと思います。

いま、自治体で推進しようとしているBCPとかを進めるうえでの基礎資料としても使えますので、そういった仕組みづくりも意識した情報提供をしていただきたい。よろしくお願いします。

○部会長

情報の共有化について、県は当然情報提供はしなければいけないのだけれども、市町村 が持っている情報との共有が大事だよということですね、お願いいたします。

○H委員

消費生活の部門についてお話をさせていただきます。「消費生活と食の安全確保」の中の4番目で、食品等の試験検査の充実とありますが、県の場合は、食の部分の検査システムはでき上がっているのですが、食品を除く商品に対しての検査というのが今ストップしておりますね。商品に大変なトラブルがあったときには、県の消費生活センターが試験をして、結果を県民に知らせるというシステムがあったかと思います。それが国民生活センターで試験をし、その情報を県がいただいて皆さんに発信するシステムがあるから県では試験の必要はないというお話も、一部では聞いていますけれども、できれば、身近な県が、食品だけでなく商品の試験検査の部門を再度設けることについて再考をお願いしたいと思っております。

それからもう一つですが、「身近な環境と自然環境の保全」というところで、筑波山や霞ヶ浦などの自然環境や美しい景観などの保全と書いてあるのです。「自然環境の保全」だけで十分に県民に伝わると思ったのですが、「美しい」を新たに入れた経緯についてお教え願いたいなと思っています。以上です。

○部会長

今二つありました。一つは、先ほどの試験検査、充実と書いてあるのだけれども、この充実の中身、どういうふうなことをいっているのか、まず教えていただきたいということ。もう一つ、「美しい」という多分ここに人工的な意味合いも入ってしまうのかなという心配だろうと思うのですが、その辺お答え願います。

○事務局

この件に関しましては、保健福祉部の方からこういった内容も出ておりますので、こちらの方でお願いします。

○保健福祉部

まず、最初の質問でございます。食の関係ですね。こちらに記載ございます食品等の試験検査の充実という中身についてというご質問でありますが、こちらにつきましては、具体的には、輸入食品の関係の安全対策や、産地偽装などのも問題になりますので、そういった食品の適正な表示がなされているかというものの検査を充実して、消費者の利益を図っていこうという趣旨でこちらは記載させていただいたということです。

〇H委員

私が申し上げましたのは、食の部分の検査を充実していくことはわかりますが、いろいろな消費の中で起きたトラブルについて、その検査体制が、今県では国にある程度委託している部分があるので、県での試験の再考というのはあり得ないのかという質問と、国民

生活センターに全面委託するのであれば、県が情報を共有し、きちんとした情報提供をしていく必要があるのではないかと思うので、併せてお聞きします。

○部会長

消費生活のトラブルに関する情報提供ですね。ここは今、法律が新しくなりましたね。 ではそこのご説明をいただいていいですか。

○生活環境部

その辺の関係は、消費者三法関係が改正になりまして、その流れの中で、各市町村の方へまず制度相談の窓口を整備していただき、市町村の消費生活センターの充実をしていただくという方向が出ておりまして、ほぼ本年度中には、全市町村に窓口ができるという状況がございます。その中で、県では、若干機能を縮小させていただいたという経過がございます。それはご理解いただいていると思いますが、そういう中で、その検査体制というお話だと思うのですが、国と県と市町村の連携の中で進めていこうというのが今のところ県の考え方でございますので、連携強化について検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○部会長

もう一つ,美しい景観のところ。

〇生活環境部

景観の言葉につきましては、筑波山等につきましては、自然公園法という国の法律によって、国定公園に指定をされております。自然を保全することと利用すること、それから自然が構成している景観、それを保全するという考え方がございまして、その言葉としての景観を一応表現させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○部会長

景観のことは多分問題ないと思いますので、「自然環境や景観の保全」で十分表現し尽くせるので、そこに「美しい」という言葉が入れる必要はないのではないかということですので、ご検討いただきたいと思います。

○J委員

基本戦略の中に、例えば「住みよいいばらき」の中に、戦略という言葉がすべての項目に入っているので、こんなに「戦略」が入らなくてもいいのではないかなと思います。基本戦略というのは大事ですけれども、基本戦略すべてに戦略をつけるのはちょっとくどい感じがしました。感じ方の問題だと思いますが、ご検討いただければと思います。

それから、少子化対策の推進ですが、「若者に対する結婚・子育てなど意識の啓発」という項目があるのですが、「住みよいいばらきづくり」と連動して考えると、このような意識の啓発はいかがなものかなと感じまして、むしろ前の構想にあったように、若者が結婚や子育てをすることに希望や夢が持てるような、あるいは結婚や、出産、子育てに関する情報をたくさん提供するんだというような表現が、結婚とか子育てにはあっているのではないでしょうか。そういうことが「住みよい」という考えとリンクするのではないかと感じました。

それからもう一つ、基本構想の理念に「協創と貢献」という言葉があり、貢献を意識し

た施策というのが大事だというお話がありましたけれども、総合部会でも誰が誰に貢献するかというのはかなり議論となったところです。この住みよいいばらきづくりという専門の中で考えますと、やはり主体的に県民をはじめ、あらゆる人たちが自分たちの地域に貢献し、いいものをつくっていくのだとすれば、「コミュニティの活性化とグローバル化への対応」という項目に、「NPOや地縁団体などの地域社会活動への参加促進」と書いてあるので、こういう地域の団体や地域づくり、まちづくりを行っているところに、県がもっと積極的に支援していくことが必要だと感じました。それに携わるボランティアの人たちが、自分たちが、大きな意味で支えられ、自分たちも主体的に貢献していくんだという気迫の持てるような表現の仕方というのが検討されればよいのではないかと思います。

○部会長

事務局の方。

○企画課長

その件についてお答えします。戦略についてのお話がございました。戦略についてはいろいろなご意見をいただいております。戦略と掲げながらひとつも戦略らしくないのではないかとか、いろいろお話もありますので、この点は総合部会までに検討したいと思います。それと少子化の点については、保健福祉部の方でよく検討していただきたいと思います。それと、先ほどの貢献の体現でございますが、それは新たな公という観点も加えてございますので、当然そういう環境づくり、支援システムづくりも大事だと思いますので、新たな公との関係も含めてこれを整理する必要あると思っております。

○部会長

言葉の表現についても課題があるかと思います。

○C委員

「県民の安全で平穏な暮らしを守る戦略」について、意見を述べさせていただきます。 まず、「犯罪に強い地域づくり」の展開方向の中の最後に、犯罪被害者等への支援が入 っております。入れていただいたことは非常にありがたいと思っております。しかし、犯 罪被害者支援というのは、犯罪対策の枠組みの中だけにとどまらないので、できることな らば、被害者支援という柱を1本立てていただけないかということでございます。

そして、犯罪被害者等への支援につきましては、2005年から、国の方でも犯罪被害者等基本法に基づいて、犯罪被害者等政策推進室という組織もでき、かなり大きな部門になっております。県レベルにおいても、現在、全国各地で犯罪被害者等の支援の条例も制定されております。また、県内でも市町村レベルで、常陸大宮市が初めて犯罪被害者支援条例ができました。その制定には、県警や県の方も随分ご尽力いただいたと聞いております。県は、市町村レベルでの被害者支援に協力したり推進したりする役割もあり、それだけ大きな分野だということを申し上げたいと思います。

それから、犯罪被害においても、犯罪被害者等基本法施行の影響もありまして、被害者 支援の考え方はかなり定着しており、犯罪以外の被害者等への支援もかなり展開されてお ります。交通事故などは古くから行われております。最近では、国土交通省でも、公共交 通における事故発生時の被害者支援について検討されております。その中でも重要なのが 航空機事故で、特に外国航空機による事故被害者への支援体制というのは非常に弱いことが指摘されています。今年3月に茨城空港が開港したこともありますので、公共交通における事故発生時の被害者支援体制を十分考える必要があるのではないかと思っております。それから、災害時における通信手段と迅速な災害情報の提供ですが、公共交通事故関係

で申し上げますと、5年前のJR西日本の福知山線の事故の中で、入院情報についての要望が非常に強かったのですが、一方で、個人情報の確保との兼ね合いがあり、非常に難しい問題となりました。このような具体的なことを念頭に置きながら施策を展開していくことが重要ではないのかということです。

最後に1点だけ申し上げます。犯罪対策の中で、「防犯ボランティアなど地域住民等と協働した安全安心な地域づくり」は、非常に大事なことだと思います。そういう活動のほかにも、都市計画や環境設計などによる防犯という観点も重要な部分になっていますので、ご検討いただけたらと思います。

○部会長

ありがとうございます。

〇F委員

関連したことで、今の犯罪に関して申し上げたいことがあります。ただいま犯罪被害者の話がありましたが、犯罪者の家族並びに犯罪者の救済も含める必要がございます。それは、薬物乱用の場合です。麻薬、覚せい剤、シンナー等を使用している者とその家族を含めた救済を徹底的にやらなければ、どんどんこれは拡大していく。茨城県では非常にこれが多くなっております。

それからもう一つは、自殺です。自殺は他殺と同じ犯罪行為です。茨城の自殺者は本当に多く、これは精神衛生上の問題もございますが、自殺者の家族及び友人たちがやはり被害者となります。連鎖反応を起こすこともあるので、今回具体的な項目として挙がっていませんが、やはり喫緊の問題です。

薬物乱用や自殺対策についても、横の連携によって取り組むシステムを構築する必要性 について追加させていただきました。

○部会長

自殺対策は、引き続きやっていかなくてはいけないですね。ここは「犯罪被害者等」となっていて、そこに家族とかの問題も入るかなとは思いますけれども、ここのところは事務局の方でご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇K委員

幾つか簡単な質問とお願いがあります。まず、先ほど横の連携が必要であるというお話を伺いました。私もそのとおりだと思います。特に、北関東の横の連携が必要であるというお話でした。私は若者の団体の会長をしておりまして、県の支援を受け、北関東の若者の交流を推進してまいりましたが、現在県は北関東も一緒に連携していきましょうとうたいながら、一方支援はしていきませんといっており、すごく矛盾を感じているのが1点です。

あと若者の結婚や子育てに対する意識がこのところ非常に大きく変わってまいりまして,

結婚をするという気持ちが余りない若者が増えております。ここ数年見られる例なのですが、結婚はしないが、子供は欲しいという女性が増えており、結婚しないことを前提に子供を産む女性は本当に増えてきているのが現状で、子ども手当を当て込んで、子供がいればお金もいただけますし、相手の方からの養育費等々もいただいて、それで十分生計が立てられるので、そんな女性が増えています。多分皆さんの周りでは余り聞かないかもしれませんが、今の若い子の中には非常にそういう考えを持っている女性が増えているのが事実で、最近、私はすごく問題視しております。

あと質問ですが、安心して医療を受けられる体制ということですけれども、周産期の母子の医療に関しまして、県内の市町村で子供を産むことができる産婦人科がないという市町村がどれくらいあるのか教えていただければと思います。

○部会長

では産婦人科のない市町村、どれぐらいあるか。

○保健福祉部

申しわけございません。こちらに関する資料が今ございませんので、後日お示ししたい と思います。

〇F委員

日立市から北の方ではゼロです。

○K委員

実際私の住んでいる桜川市でもありません。本当にびっくりして、実際子供を産もうと思っても在住の市町村では産めないのです。少子化対策で子供を産みましょうといいながら、在住する市町村で産む場所がないというのは、非常に大きな問題ではないかなと思っております。

〇F委員

残念ながら、今申し上げましたように、日立市から北の部分では産院はないという現況です。実際、日立市で産科再開の動きがようやく出てきたところであります。

それこそ、今すぐにでも是正するには、今ある資源を利用するということで、「産婦人科」の「産」をとって「婦人科」になっている先生方が三、四人のグループをつくり、ある地域をサポートするというような、残っている資源を有効に利用するという方法をとることが必要です。

それから、茨城の場合、お産とか緊急の分娩時の対応としては、情報の共有による地域 の連携をもって、県北で産めない人が水戸や県南、さらには他府県との連携で、何とか氷 の上を歩いている状況でございます。

○部会長

ありがとうございます。

〇L委員

今の件に関してですが、県では、産婦人科救急に関しては、県内を三つに分けて、県央・ 県北ブロックと、県南・鹿行ブロック、つくば・県西ブロックとに分けて、それぞれ産科 救急の病院を設定しており、その市町村に産婦人科医がいなくても、いざというときには、 その範囲内で転送するシステムができております。しかし、筑西市で赤ちゃんを産んで、赤ちゃんが救急で転送される場合、1時間から1時間半かけて西南医療センターに運ばれ、お母さんはすぐには赤ちゃんの顔も見に行けないという状況になっております。これは小児救急も産科救急も医師が少ないため、仕方がないのですが、それくらい厳しい状況で動いているのが現状です。

〇F委員

もう一言,防災の関係について追加しますけれども,人工透析をしないと生きていけない患者さんがおられます。その患者さんのために,大規模災害発生時には人工透析の会が全国的なネットで連携して,ライフラインが確保されている遠方へ,県内,県外に患者さんを搬送させて人工透析を行うシステムが既に構築されております。ですから,先ほどの部分も,安心が図られているということでありますが,ぎりぎりの綱渡りでということを追加します。

それから、通信情報の共有という話でございますが、FIFAワールドカップが茨城の 鹿島で開催されたとき、警察、消防、医療そういったものをヘッドクオーターとして、ピ ラミッド形成をして、情報の共有と指令を一本化した茨城方式をとりました。それが全国 的に非常に評価されました。大規模災害のときには、情報の錯綜を防ぐため、指令の一本 化が必要であろうと思います。この茨城方式は、救助救済、あるいは復興に必要な情報を 一本化し共有し、指令も一本化することで混乱を避けられますので、これは今後の企画の 上で、十分に参考になると思い説明いたしました。

○部会長

ありがとうございます。中崎委員, お願いします。

○M委員

大きく分けて2点ほど、お話したいことがございます。やはり「協創と貢献」を基本理念におくということであれば、協創を推進するにあたり、我々は何をするべきか明確にする必要性があるとは強く思いました。我々自身も意識をもって、自分たちができることは自分たちでやり、守るべきことは守る。そういったものを入れた方がよりわかりやすいと感じました。

あともう1点、「人にやさしい快適なまちづくり戦略」の最後に生活衛生環境の充実が挙げられています。その中の水環境の問題ですが、当然流域下水道や公共下水、農集排が整っているところは、集水して末端で処理することで、水質の保全はある程度確保できるかと思います。しかし、合併浄化槽推進に「水質検査の強化」とありますが、現実的に合併浄化槽を設置したとき、流れていく先は道路側溝や水路であったりするので、水質検査の強化については疑問です。最終的にイメージしているのは霞ヶ浦であり、北浦だと思うのですが、霞ヶ浦流域、北浦流域では、新築の建物等を建てるときは、普通の合併浄化槽より、もう一つ上の高機能型の合併浄化槽の設置の縛りができています。しかし、他の地域に住んでいる人は従前の合併浄化槽です。

合併浄化槽も有効に活用すれば、ある程度の水質が望めますが、その後のメンテナンス 作業については非常におろそかで、やっていない方が多いです。ですから、結局は住まい 手側の意識なので、水質保全を図る意識を強く持てるような訴え方ができればいいと思っております。

特に、今は調整区域等々に住宅系統の建物がたくさん建ってしまっており、分散しています。ですから合併浄化槽の必要性は、ますます高くなっています。家庭用の排水が一番水を汚す原因だとも聞いていますので、さらに、もう一歩進んで、高機能型の合併浄化槽の設置という考え方もありなのではないかと、最近、個人的には感じております。

最後に、「やさしさが感じられる快適なまちづくり」ということで、町を構成する中で、 地域特性に応じた景観を考えると、すばらしい農村風景が残っています。集落内に古民家 等が立地しているところも結構あります。古民家などの保全活動も進んでいますし、例え ば、旧真壁町の街並みは観光資源になっています。新しいものだけをつくっていくのでは なく、昔のものも大事に使っていくまちづくりを進めていければいいのではと思いました。

○部会長

ありがとうございます。最後のところは、いばらきモデル推進プロジェクトにも、持続 的調和、環境との調和とか利活用など、茨城らしさを出していくところがございます。あ りがとうございます。

〇N委員

ボランティアの立場から、この資料を見たとき、「住みよいいばらきづくり」の中に、 ボランティアの重要性が弱いと感じました。

防犯ボランティアの件とコミュニティの部分にボランティアという言葉が出てきておりますが、市民レベルではボランティアの重要性の認識が低いことから、ボランティア活動の推進と支援について、もう少し太い柱で入れていただければと思います。

○部会長

ありがとうございます。

○ B 委員

高齢者・障害者が安心して暮らせる社会づくりですけれども、介護の基盤整備とか質の向上というのはわかるのですが、やはり担い手ですね。多分日本人だけでは絶対介護の担い手は確保できなくなるとわかっているわけですから、担い手の確保・育成をどうしていくのかという観点をどこかに入れていただかないと、まずいのではないかと思います。

○部会長

介護の担い手づくりですね。これは人づくりに入るかなと思います。

それでは、ご意見もまだまだあるかもしれませんが、時間がなくなってきましたので、 いばらきモデル推進プロジェクトについてご意見あればお出しいただきたいと思います。

資料3-1の下の部分です。ここでは、茨城がモデルになって進めていくという、他の 県とか、国際的にもモデルになるようなものを進めていきたいということです。現在6項 目出ております。この部会に限らず、ここの部分は特に縦割りではなく横の連携を図りた いという感じをもっているところでもございます。

〇F委員

この 6 項目の右の真ん中、「科学技術の集積を産業・教育・医療に活かすための具体的なプロジェクト」を、もっと強烈に進めるべきだと思います。

筑波研究学園都市の中には、多くの研究所、あるいは試作的なものをつくっているところがありますが、介護ロボットについては、ほぼソフトの部分はでき上がっており、ハードもでき上がっています。しかし、日本の法律では、各省庁におけるライセンス取得や、生産段階に至るまでの手続が煩雑過ぎて、ハードルが高く商品化ができないと聞いています。また、その製作技術のほとんどが外国に買われそうになっているというような報道がございました。これは、茨城方式だけではクリアできないのかもしれませんが、つくばのような日本の科学の粋が集まった地域を持ちながら、それを製品化できない、あるいは産業化できないというところが非常にもったいないと感じています。

それから、農産物についても、茨城県は製品化、商品化することが、非常に下手なんじゃないかという印象がございます。それをプロジェクトとして、どんどん製品化、商品化すれば、経済的な発展にも、いろいろな技術の発展にも寄与すると思いますので、具体的にそういったことも取り上げていただきたいと考えます。

○部会長

ありがとうございます。

このプロジェクトのところでは、特にいばらき型ライフスタイルを確立し、交流促進とかイメージアップを図るため具体的なプロジェクトや、環境の持続的調和と利活用を図るための具体的なプロジェクト、地域コミュニティの再生や新たな公を基軸とする地域づくりを図るための具体的なプロジェクト、この三つが深くかかわっている部分でございます。ここのところで、何か、こういうものを入れたらどうだというのがあればお出しいただきたいと思います。

○ B 委員

今の介護世界というのは、大変深刻な問題です。高校生が進路として介護の世界にいきたいと言うと、止められてしまうような状況があり、介護福祉士の養成講座もどんどん生徒数が減って、学級数を減らしている状況が続いているわけです。そこで「人が輝くいばらきづくり」の中で、「茨城を担うたくましい人づくり戦略」の中に、介護の人材育成も入れていただきたいのが1つと、EPAでインドネシアから、看護師や介護福祉士が来ていますけれども、この推進プロジェクトの中に、いばらき型EPA構想も案として考えていただけるとありがたいと思います。

○部会長

ありがとうございます。

() A 委員

基本的なことでお伺いしたいのですけれども、この推進プロジェクトというのは、「例示」と書いてありますけれども、具体的な中身というのはどのように決まっていくものなのでしょうか。

○部会長

これは主に総合部会で審議をすることになります。専門部会では、何かヒントをいただいて、実際には総合部会で審議をした上で、次回の専門部会でお示しをしたいと思っています。

〇A委員

いばらき型ライフスタイル,とてもいい言葉のように見えますが、多文化共生や国際化 というようなものは、何か埋没してよく見えないなという印象を受けます。

それと同時に、「住みよいいばらき」について議論している人たちは、ここだけですから部会のつながりが見えていない。横のつながりを認識することの重要性は、総合部会でも検討されているということですけれども、ぜひ横からもリンクを強くしていただいて、県民の方にもそれがわかるような構想にしていただきたい。

そのようなイメージで、例えば、外国人というのは「住みよいいばらき」では、福祉についてですが、「人が輝く」では、夢や希望が持てて、コミュニティと一緒になって貢献できる存在になるというような形で、全体として将来像が見えるような形にしてからプロジェクトに進んでいただくのがいいのではないかと感じました。ぜひ横にも、インデックスがあって、若者で引いたら、若者は全体としてこんな将来像が描けるんだよというのが見えるようにしていただきたいと思います。

○部会長

ありがとうございます。今日は、たくさんのご意見いただきました。それでは、時間がまいりましたので、今日お出しいただいたご意見については、事務局の方で整理をしていただきます。次回の専門部会で、さらに再度ご議論いただくことになると思います。

また、ただいまのこの「いばらきモデル推進プロジェクト」については、総合部会で審議をした上で、次回の専門部会にはより具体的なものを提案することにしております。

それでは、本日の審議につきましては以上で終了いたします。

事務局の方から、その他として連絡事項あればお願いいたします。

○事務局

長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございます。至らない部分多々あるか と思いますけれども、お気づきの点ございましたら、いつでも結構でございますので、事 務局の方にお申し出いただきたいと思っております。

本日お配りした資料の中で、参考資料としてお配りしているものがございます。総合部 会でも説明した内容でございますが、後ほどご覧いただきたいと思います。

次回,総合部会は7月ごろ開催する予定で、専門部会も同じく7月ごろ予定をしたいと考えております。日程につきましては、部会長、副部会長さんと相談させていただいた上で、ご連絡をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

午後3時58分閉会